

2017年10月18日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
大和ハウスリート投資法人  
代表者名 執行役員 川西次郎  
(コード番号：8984)

資産運用会社名  
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 土田耕一  
問合せ先 取締役財務企画部長 塚本晴人  
TEL. 03-3595-1265

### 規約の変更及び役員選任に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、2017年11月22日開催予定の第11回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に、下記の内容の規約の変更及び役員選任に関する議案を提出することを決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約の一部変更について

##### (1) 変更の理由

投資主に分配する金銭の総額に係る利益の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（変更案第37条第1号関係）。

##### (2) 変更の内容

規約の一部変更の詳細につきましては、添付資料「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

#### 2. 役員選任について

執行役員1名（川西 次郎）は、2017年11月30日をもって任期満了となりますので、2017年12月1日付で、改めて執行役員1名の選任について議案を提出します。また、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任について議案を提出します。

監督役員2名（岩崎 哲也、石川 浩司）は、2017年11月30日をもって任期満了となりますので、2017年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任について議案を提出します。また、監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任について議案を提出します。

- (1) 執行役員候補者  
川西 次郎 (現任)
- (2) 補欠執行役員候補者  
土田 耕一 (現任)
- (3) 監督役員候補者  
岩崎 哲也 (現任)  
石川 浩司 (現任)
- (4) 補欠監督役員候補者  
柿島 房枝 (現任)

なお、上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

役員選任の詳細につきましては、添付資料「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

### 3. 日程

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 2017年10月18日 | 本投資主総会提出議案の役員会承認   |
| 2017年11月7日  | 本投資主総会招集通知の発送 (予定) |
| 2017年11月22日 | 本投資主総会 (予定)        |

以 上

- \* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- \* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwahouse-reit.co.jp/>

(添付資料) 第11回投資主総会招集ご通知

(証券コード 8984)

2017年11月7日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目4番8号

大和ハウスリート投資法人

執行役員 川西 次郎

## 第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第11回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2017年11月21日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2017年11月22日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール  
(末尾の「第11回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

開催場所が前回「第10回投資主総会」と異なりますので、ご来場の際は末尾「第11回投資主総会会場のご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件  
第2号議案：執行役員1名選任の件  
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件  
第4号議案：監督役員2名選任の件  
第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ（<http://www.daiwahouse-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

投資主に分配する金銭の総額に係る利益の定義について、投信法の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（変更案第37条第1号関係）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（金銭の分配の方針）            本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い計算される利益（<u>決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金（出資総額等）並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額</u>をいう。）とする。</p> <p>② （省略）</p> <p>(2) から(5) まで（省略）</p> <p>制定 平成17年6月1日            改正 平成17年11月25日            改正 平成18年1月26日            改正 平成19年2月23日            改正 平成21年2月26日            改正 平成22年2月25日            改正 平成22年3月23日            改正 平成22年9月30日            改正 平成23年12月1日            改正 平成25年11月26日            改正 平成27年3月1日            改正 平成27年11月25日            改正 平成28年6月17日            （効力発生日 平成28年9月1日）</p>	<p>第37条（金銭の分配の方針）            本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い計算される利益（<u>投信法第136条第1項に定める利益</u>をいう。）とする。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>(2) から(5) まで（現行どおり）</p> <p>制定 平成17年6月1日            改正 平成17年11月25日            改正 平成18年1月26日            改正 平成19年2月23日            改正 平成21年2月26日            改正 平成22年2月25日            改正 平成22年3月23日            改正 平成22年9月30日            改正 平成23年12月1日            改正 平成25年11月26日            改正 平成27年3月1日            改正 平成27年11月25日            改正 平成28年6月17日            （効力発生日 平成28年9月1日）            改正 平成29年11月22日</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員川西次郎は、2017年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2017年12月1日付で、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2017年12月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、2017年10月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
かわにしじろう 川西次郎 (1951年5月20日)	1974年4月 三井信託銀行株式会社 入社
	2001年6月 中央三井信託銀行株式会社 執行役員 日本橋営業第四部長
	2003年3月 中央三井カード株式会社 常務取締役
	2008年5月 同社 代表取締役社長
	2009年6月 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション 常勤監査役
	2014年3月 藤田観光株式会社 非常勤監査役 (現任)
	2015年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人 (現：大和ハウス リート投資法人) 執行役員 (現任)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である2019年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2017年10月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
つち だ こう いち 土 田 耕 一 (1959年7月26日)	1983年4月 大和ハウス工業株式会社 入社
	1997年10月 同社熊本支店経理課課長、総務課課長
	2002年4月 同社管理本部経理部統括グループ長
	2003年10月 同社管理本部財務部財務・資金グループ長
	2005年4月 同社管理本部財務部財務・資金グループ次長
	2006年4月 同社管理本部財務部長
	2006年6月 株式会社ダイワサービス (非常勤) 監査役
	2006年12月 大和ハウスインシュアランス株式会社 (非常勤) 取締役
	2007年4月 大和ハウス工業株式会社 経営管理本部財務部長
	2008年4月 同社(兼務) 経営管理本部IR室長
	2014年4月 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社(転籍) 代表取締役社長(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- ・上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を10口保有しております。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岩崎哲也及び監督役員石川浩司の両名は、2017年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2017年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2017年12月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	いわさき てつや 岩崎哲也 (1966年2月20日)	1990年4月 監査法人トーマツ 入所 1994年3月 公認会計士登録 1997年2月 エヌイーディー株式会社 入社 1997年2月 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 2002年5月 税理士登録 2004年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所 (現任) 2006年1月 ビ・ライフ投資法人(現:大和ハウスリート投資法人) 監督役員(現任) 2015年6月 株式会社魚力 社外取締役(現任)
2	いし かわ ひろし 石川浩司 (1968年6月8日)	1997年4月 司法修習生 1999年4月 東京弁護士会 大原法律事務所 入所 (現任) 2013年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役(現任) 2013年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人(現:大和ハウスリート投資法人) 監督役員(現任)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である2019年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
かき しま ふさ え 柿 島 房 枝 (1974年11月23日)	2004年4月 司法修習生 2005年10月 東京弁護士会 黒田法律事務所 入所 2007年2月 大原法律事務所 入所(現任)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

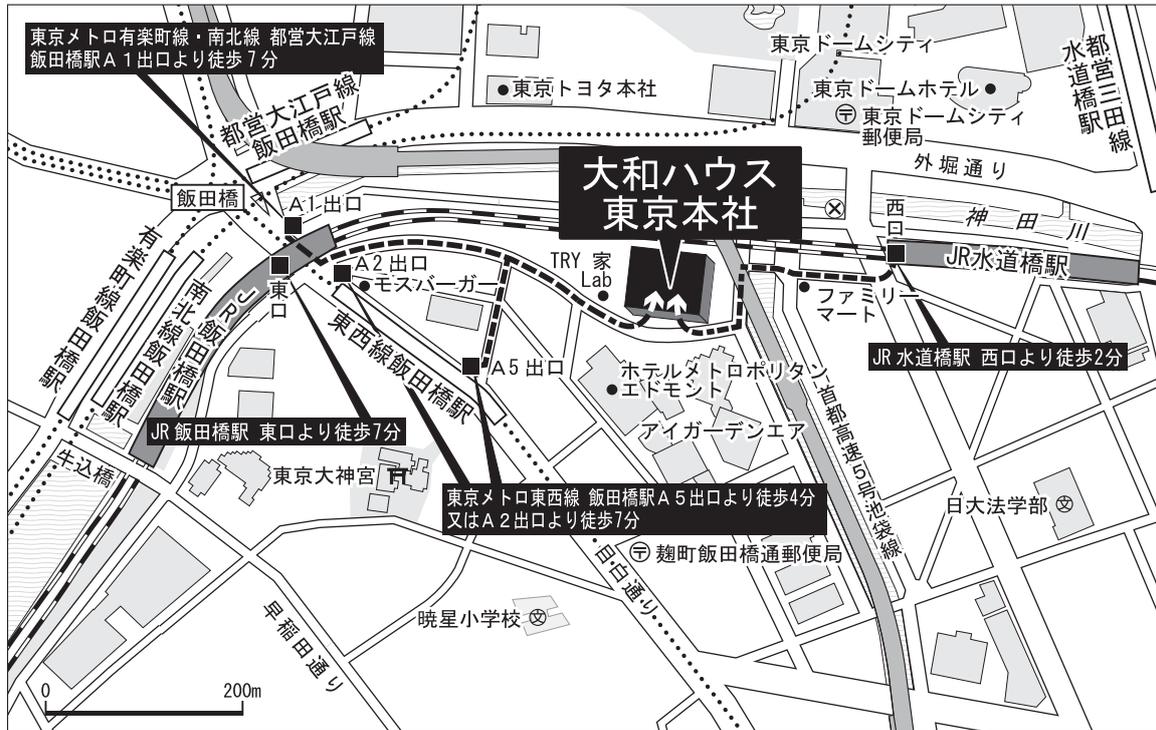
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 第11回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール  
電話 03-5214-2111



- 交通 JR 水道橋駅 西口より徒歩2分
- JR 飯田橋駅 東口より徒歩7分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分
- 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い> 当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。